

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

集中電話催告システム

Q : 税金の滞納者への催告が、文書ではなく直接電話で行われるシステムが運用開始になったと聞いたのですが、どこの税務署で始まったのでしょうか。

A : 東京局管内の麻布・玉川・江戸川北の3署で開始されています。

【解説】

昨年度には、消費税の新規発生滞納額が、制度導入以来初めて減少に転じましたが、国税庁では、滞納圧縮に向けた更なる施策として、集中電話催告システムの運用を4月15日から開始しています。

現在の滞納への対処は、文書で2度催告を行った後に、担当職員が電話又は実際に訪問、納税を促すといったシステムになっています。

この度開始された集中電話催告システムは、まず新規に発生した一定の滞納事案について、システムで保有する電話番号情報に基づき、自動的に納税者に対して電話をかけ、納税者が電話に対応すると、担当者につなぐ仕組みで、担当者は画面上に映し出された滞納税額等の納税者の情報を見ながら納付の催告を行うこととなります。

このシステムの対象になる事案は、督促状を送付後のもので、基本的には、新規に滞納が発生した者が対象となる予定です。滞納合計金額は、10万円以上100万円以下の事案が予定されています。

まずは東京局管内の3署で運用が開始されていますが、7月からは大阪局管内の3署でも整備されるなど、順次拡大される予定です。

